

第49回3・13重税反対全国統一行動に参加しよう



発行
浦和民主商工会
www.minsyoo.jp
さいたま市浦和区本太
5-38-3
Tel: 886-5200
FAX: 886-5454
メール: urawa@minsyo.jp

私達の要求 私たちの納税権利を守ろう

2018年第49回3・13重税反対全国統一行動 浦和与野地区実行委員会要請事項

- ①税務調査において納税者の利益を優先し、守秘義務を理由とした税務調査の立会いは拒否しないこと。
- ②税務調査は、「社会通念上相当と認められる範囲で納税者の理解と協力を得て行なう」「犯罪調査のために認めれたものと解してはならない。」
- ③国税通則法の定める事前通は全項目に渡り厳格に行なうこと。
- ④税務調査か行政指導か不明な「お尋ね」「呼び出し」文書の発行はださないこと。
- ⑤共通番号について、確定申告書に通知書のコピーを添付することは、個人情報の漏洩に繋がりがねないので行なわないこと。
- ⑥共通番号が不記載でも確定申告などの税務申告の受け取りは拒否しないこと。
- ⑦消費税は、自営業者にとって「預かり金」出ないことを共通認識にすること。
- ⑧消費税の仕入れ税額控除は消費税の二重取りで税の累進排除を根幹とする消費税制度と相容れないのでおこなわないこと。
- ⑨収支内訳書の提出を納税者に強要しない。第101回国会衆参大蔵委員会の付帯決議を周知すること。
- ⑩一括納入を迫る滞納整理が納税者の生活を困窮させています。納税の猶予、換価の猶予などの納税納税緩和処置を柔軟に活用できるようにすること。納税の意志がある場合過去の滞納分に、売掛金・預金・年金・生命保険などの生存的財産の差し押さえはおこなわないこと。
- ⑪確定申告会場を3月にも組むこと。高齢者や障害者などの署外会場への移動が困難と認められる相談者には柔軟な対応を取ること。
- ⑫今年も3・13(火)に第49回3・13重税反対全国統一行動を行ないます。この行動が安全かつスムーズに行なえるように集団申告の受付体制を確保し、行動に参加した納税者を主権者として尊重し対応すること。

浦和税務署 署長様



集 会

日・時 2018年3月13日(火)
午前9時15分(受付午前9時)

会 場 与野産業文化センター・ホール
(与野駅西口より徒歩15分 与野本町駅徒歩5分)

集会後、浦和税務署までデモ行進し、集団申告を行います。
今回浦和民商が最後です。
当日申告書類と印鑑(三文判可)をお持ちください。



